

調査対象のインシデントに関する事例（鉄道）

報告対象に関する規定	調査対象に関する規定	調査対象となるインシデントの事例※
①閉そくの取扱いを完了しないうちに、当該閉そく区間を運転する目的で列車が走行した事態	その区間に他の列車又は車両が存在したもの 特に異例と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 非自動の閉そく方式を施行している区間において、すでに列車がある閉そく区間に、所定の閉そくの取扱いをせずに他の列車を運転させた事態
②列車の進路に支障があるにもかかわらず、当該列車に進行を指示する信号が現示された事態又は列車に進行を指示する信号を現示中に当該列車の進路が支障された事態	その進路に列車が進入したもの 特に異例と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 場内信号機の防護区域において、2つの列車又は車両が同時に運転（信号冒進による続行運転を除く。）された事態（列車又は車両の進路の一部又は全部が共用され運転された事態） 自動的に閉そくを行う閉そく方式を施行している単線の停車場間において、対向する2つの列車が1閉そく区間に同時に運転された事態 列車又は車両が閉そく区間にあるにもかかわらず、他の列車に当該閉そく区間に対する進行を指示する信号を現示し、かつ、列車がその区間に進入した事態
③列車が停止信号を冒進し、当該列車が本線路における他の列車又は車両の進路を支障した事態	その進路の区間を防護する信号機の防護区域に他の列車又は車両が進入したもの 特に異例と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 場内信号機の防護区域において、2つの列車又は車両が同時に運転（信号冒進による続行運転を除く。）された事態（列車又は車両の進路の一部又は全部が共用され運転された事態） 自動的に閉そくを行う閉そく方式を施行している単線の停車場間において、対向する2つの列車が1閉そく区間に同時に運転された事態
④列車又は車両が停車場間の本線を逸走した事態	特に異例と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 乗客を乗せた列車が停車場間を逸走した事態（運転士が乗務していないもの又は運転士が操縦不能になったものに限る。） 列車又は車両の逸走により、1閉そく区間に2つの列車又は列車と車両が同時に在線した事態
⑤列車の運転を停止して行うべき工事又は保守の作業中に、列車が当該作業をしている区間を走行した事態	特に異例と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 線路閉鎖工事の承認を与えた後にその区間に列車が走行した事態及びその工事の終了以前に線路閉鎖を解除し、その区間に列車が走行した事態
⑥車両が脱線した事態であって次に掲げるもの イ 本線において車両が脱線したもの ロ 側線において車両が脱線し、本線を支障したもの ハ 側線において車両が脱線したものであって、側線に特有の設備又は取扱い以外に原因があると認められるもの	特に異例と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 入換車両が脱線し、その車両が他の列車の進路（建築限界）を支障し、かつ、他の列車がその進路に進入した事態 同じ場所、箇所で二度以上繰り返し車両脱線が発生した事態
⑦鉄道線路、運転保安設備等に列車の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態	列車の衝突、脱線又は火災が発生する危険性が特に著しい故障、損傷、破壊等が生じたもの 特に異例と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ATC、ATO等の故障により、列車が停止すべき限界を越え破線部を有する区域に進入したもの又は車止めに衝突したもの 列車が走行した直後に橋りょうに傾斜、流出等が発生した事態 踏切信号機を設置している踏切道において、列車が接近（踏切道通過中を除く。）しているにもかかわらず、踏切信号機が青となり、かつ、踏切が遮断されなかった事態
⑧車両の走行装置、ブレーキ装置、電気装置、連結装置、運転保安設備等に列車の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態	列車の衝突、脱線又は火災が発生する危険性が特に著しい故障、損傷、破壊等が生じたもの 特に異例と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 走行中に列車が分離し、自動ブレーキが作用しなかった事態 台車枠が折損して地上設備と接触したが、脱線には至らなかった事態 同型の車両が二度以上繰り返して列車分離が発生した事態 列車の走行中に旅客用乗降扉が開いた事態
⑨列車又は車両から危険品、火薬類等が著しく漏えいした事態	特に異例と認められるもの	
⑩前各号に掲げる事態に準ずる事態	特に異例と認められるもの	

「調査対象となるインシデントの事例」のうち「特に異例と認められるもの」に係るものについては、調査対象となる可能性のあるインシデントの代表的な事例を挙げたものであり、事例に該当するインシデントであっても調査対象とならないもの、事例に該当しないインシデントであっても調査対象となるものがある。